

「燈の守り人」キャラクター利用規程

(趣旨)

第1条 この規程は、「燈の守り人」の灯台擬人化キャラクターおよびロゴデザインの適正な利用を確保し、その普及を促進する為に必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 本規程において用いられる用語の定義は次のとおりとする。

(1) 地元自治体

「燈の守り人」灯台擬人化キャラクターのモデルとなった灯台が在る市区町村をいう。

(2) 管轄地域

地元自治体の市区町村をいう。

(3) キャラクター

地元自治体が「海と灯台のまち」として灯台を通じて更なる人口交流の拡大することでまちづくりに寄与することを目的とし認定された、灯台の擬人化キャラクターとそのものがたり、および灯台ごとに作られたマークをいう。

(4) 地元キャラクター

(3) で定義したキャラクターのうち、地元自治体に在る灯台をモデルに作られた灯台擬人化キャラクターおよびマークをいう。

(5) ロゴ

「燈の守り人」ロゴデザインのことをいう。

(6) セットロゴ

「燈の守り人」ロゴデザインと、「海と日本 PROJECT」のロゴデザインがセットになったロゴデザインのことをいう。

(7) 申請者

キャラクターまたはロゴの利活用を希望し、利用申請を出す団体または個人をいう。

(8) 申請者の住所

申請者が個人の場合は、居住している市区町村。申請者が法人の場合は所在地の市区町村。

(9) 商品

販売を目的として製造された製品（そのパッケージを含む。）及びそれに準ずるものをいう。

(10) 景品

商品の販売促進等を目的とした製品及びそれに準ずるものをいう。

(11) 広告

商品や事業等の情報を世間に広く宣伝するものをいう。

(キャラクターおよびロゴに関する権限)

第3条 キャラクターおよびロゴに関する著作権は、株式会社ワールドエッグスに帰属する。株式会社ワールドエッグスは燈の守り人製作委員会に対し、当該著作権の管理及び利用の許諾に関する権限を与えている。

2 燈の守り人製作委員会は、キャラクターおよびロゴの利用をする権利を有し、且つ申請者の利用を承認することができる。

3 地元自治体は、地元キャラクターおよびロゴの利用をする権利を有し、且つ管轄地域内に申請者の住所を有する申請者の利用を承認することができる。

(利用承認の申請)

第4条申請者は、キャラクターおよびロゴの利用するためには、申請者の住所や、利用したいキャラクターの種類に応じて、以下の表記載の承認機関に事前に申請し、承認を得なければならない。

申請者の住所	利用するキャラクターの種類	承認機関
「燈の守り人」灯台擬人化キャラクターのモデルとなった灯台が 在る 市区町村	ロゴのみ利用する	地元自治体担当課
	申請者の住所の市区町村のキャラクターのみ利用する	地元自治体担当課
	申請者の住所の市区町村のキャラクターと申請者の住所の市区町村以外のキャラクターと一緒に利用する	燈の守り人製作委員会
	申請者の住所の市区町村以外のキャラクターのみ利用する	燈の守り人製作委員会
「燈の守り人」灯台擬人化キャラクターのモデルとなった灯台が 無い 市区町村	ロゴのみ利用する	燈の守り人製作委員会
	キャラクターを利用する	燈の守り人製作委員会

2 キャラクターの利用に際しては、そのキャラクターがどの灯台の擬人化なのか灯台名を明記し、且つセットロゴと一緒に掲載することを原則とする。ただし、スペースの都合上、セットロゴを載せるなどが物理的に困難な場合に限り、事前に前項に定める承認機関の承認を得たうえで、セットロゴを使わずに「燈の守り人」や「海と灯台 PROJECT」などを文字情報を載せることを代替手段とすることができる。

3 キャラクターの商用利用については、上記承認に加え、「燈の守り人プロジェクト」公式 HP を確認し、公式グッズの競合となるような商品にならないよう留意することとする（公式グッズが後発であった場合は、

この限りではない）。

（利用承認基準）

第5条 燈の守り人製作委員会と地元自治体担当課は、承認機関として前条の申請を受けた場合はその内容を審査する。

- 2 キャラクターの利用が次の各号のいずれかに該当する場合は、これを承認しないものとする。
 - （1）地元自治体が『海と灯台のまち』として灯台を通じて更なる人口交流の拡大できるよう地元自治体のまちづくりに寄与するという趣旨に反する恐れがある場合
 - （2）燈の守り人製作委員会もしくは地元自治体の品位を傷つけ、又は正しい理解の妨げとなる恐れがある場合
 - （3）特定の政治、思想、宗教の活動に利用される恐れのある場合
 - （4）特定の個人又は団体の売名に利用される恐れのある場合
 - （5）不当な利益を得るために利用される恐れのある場合
 - （6）燈の守り人製作委員会もしくは地元自治体の事業又はその関連事業を推進する上で支障となる恐れがある場合
 - （7）キャラクターの利用上の遵守事項を守らない等、正しい利用方法に従って利用しない恐れがある場合
 - （8）法令や公序良俗に反する恐れがある場合
 - （9）その他、承認することが不相当と認められる場合

- 3 燈の守り人製作委員会と地元自治体担当課は、申請を承認しない場合であっても、申請者に対しその理由を説明する義務を負わない。

（利用承認後の手続き）

第6条 承認を得てキャラクターを利用した場合、キャラクターを利用した対象物が完成した段階で承認機関へ提出するものとする。その際に提出が困難な物については写真の提出をもって替えることができる。

- 2 申請者は、前項とは別に、承認機関が利用実績等の提出を後日求めた際には、応じるものとする。

（利用上の遵守事項）

第7条 申請者はキャラクターの利用に際し、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- （1）キャラクターは、原則として単体での利用とし、許可なく他のキャラクターと組み合わせた利用はできない。
- （2）キャラクターの利用は、承認された内容にのみ利用すること。
- （3）J A S法、景品表示法、食品衛生法その他各種法令を遵守すること。

- (4) キャラクターデザインの改変等をしないこと（バストアップ、フェイスアップなどの切り抜きは可）。
- (5) レンズアイテム（守り人の武器となるアイテム）のみ、または灯台マーク（灯台ごとに作られたピクトグラム）のみの使用はできない。
- (6) キャラクターのデザインに商標権、意匠権その他の権利を設定しないこと。
- (7) 当該利用に係る物品の利用に当たり、事故等が発生しないよう万全の配慮を行うこと。
- (8) 商品開発のデザインについては、「©WORLD EGGS inc.」を表記すること。
- (9) 商品開発のデザインについては、セットロゴを必ず組み込むこと。

（承認の取消し）

第8条 燈の守り人製作委員会および地元自治体は、申請者によるキャラクターの利用がこの規程及び承認の内容に違反していると認められる場合は、申請者が受けた承認を取り消すことができる。申請者は、取り消されたものはその対象物を利用及び販売してはならない。

2 燈の守り人製作委員会および地元自治体は、前項の規程により承認の取り消しを受けた申請者に対して、当該承認に係る物品の利用停止及び回収を求める等適切な措置をとることができる。

（損失補償等の責任）

第9条 取消し等に伴う利用物品の回収、費用等の一切は、利用者の負担とする。

（利用料等）

第10条 利用承認を受けたものに対するキャラクター利用料は原則無料とする。ただし、地元自治体外に拠点を置く申請者がキャラクターやロゴを利用する場合及び、複数の灯台のキャラクターを用いる企画の場合は、燈の守り人製作委員会と調整のうえ、必要に応じて利用料を設けることがある。

（利用期間）

第11条 キャラクターの利用期間は、利用承認を受けた日から当該日の翌々年の3月31日までとし、期間満了後は再度承認を得ることとする。

（無断利用への対応）

第12条 第4条の承認を受けずに、キャラクターが利用された場合、株式会社ワールドエッグス、燈の守り人製作委員会又は地元自治体はその無断利用者に対して、利用物件の回収及び損害賠償（間接損害、逸失利益、合理的な弁護士費用を含む）を求めるなど厳正な措置をとることができる。

2 利用者が本規約に違反したことにより、株式会社ワールドエッグス、燈の守り人製作委員会又は地方自治体に損害が発生した場合は、利用者は株式会社ワールドエッグス、燈の守り人製作委員会又は地方自治体に発生した一切の損害（間接損害、逸失利益、合理的な弁護士費用を含む）を賠償す

る責を負う。

(利用に起因する問題)

第 13 条 キャラクター利用に起因する問題が生じた場合には、利用者が速やかに対処するものとし、燈の守り人製作委員会および地元自治体は一切の責任を負わないものとする。

(補足)

第 14 条 この規程に定めのない事項が生じたときや、この規程の解釈について疑義が生じたときは、協議の上解決する。

附則

本規程は、2022 年 2 月 20 日から施行する。